関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により本人であることの確認を受ける場合その他これに類するものとして国土交通省令で定める場合　九百円（当該登録等の申請を行う者が同時に他の登録等の申請を行う場合における当該他の登録等の申請にあっては、八百九十円）

二　前号に掲げる場合以外の場合　千四百五十円（当該登録等の申請を行う者が同時に他の登録等の申請を行う場合における当該他の登録等の申請にあっては、千五十円）

別表第一第一号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）証明を申請する場合（以下「電子証明申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子証明申請の」を「（電子申請による」に改め、同表第二号中「電子証明申請の」を「電子申請による」に改め、同表第三号中「電子情報処理組織により承認を申請する場合（以下「電子承認申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子承認申請の」を「（電子申請による」に改め、同表第四号、第五号、第七号及び第八号中「電子承認申請の」を「電子申請による」に改め、同表第九号中「電子証明申請の」を「電子申請による」に改め、同表第十号中「電子情報処理組織により認定を申請する場合（以下この号において「電子認定申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子認定申請の」を「（電子申請による」に改める。

別表第五第一号中「電子情報処理組織により許可を申請する場合（以下この号において「電子許可申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子許可申請の」を「（電子申請による」に改め、同表第二号中「電子情報処理組織により検査を申請する場合（以下「電子検査申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子検査申請の」を「（電子申請による」に改め、同表第三号から第五号までの規定中「電子検査申請の」を「電子申請による」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年六月二十日）から施行する。ただし、次項の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月二十日）から施行する。

（改正法附則第三条第三項の政令で定める手数料の額）

2　改正法附則第三条第三項の規定により同項に規定する者が国に納付しなければならない手数料の額については、この政令による改正後の第八条の規定の例によるものとする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄